

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

～当面5年間の（R6～R10）の考え方

本町の総面積は、8,819haであり、森林面積は、4,824haで総面積の55%を占めており、全て民有林です。民有林面積の内訳は、一般民有林3,549ha、道有林1,275ha、一般民有林が占める割合が74%と多く、そのうち町が2,476haを所有しています。

本町においては、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は6割を占めており、計画的な森林整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、森林資源の若返りを進め、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は4社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進と普及啓発

町内のトドマツやカラマツなどの人工林資源は利用期を迎える中、町内には製材工場がなく、伐採木の多くは、輸入用資材の原料として近隣の市町村へ出荷されています。このため、有効的な地域材の利用促進を図るため、町内公共施設の木質化の推進に努めるとともに、青少年に対する木育活動や広報誌などを活用した普及啓発等にも努めます。